



ゴールデンウィークにおける口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の強化について

口蹄疫は韓国や中国等で、高病原性鳥インフルエンザは、台湾、韓国等で依然として継続発生しています。

今月下旬からゴールデンウィークを迎えるにあたり、海外から日本への渡航者及び帰国者の増加に伴い、口蹄疫ウイルス等の侵入するリスクが高まります。

家畜飼養者の皆様におかれましては、発生国への渡航を控えるとともに、農場入場者の渡航歴の確認等、**飼養衛生管理基準の厳守**に努めるようお願いいたします。

海外渡航に当たっての留意事項

- 1 家畜市場、農場、と畜場等の**畜産関連施設に立ち入らない**こと。
- 2 **動物との不用意な接触は避ける**こと。
- 3 **肉製品等**を日本に持ち帰らないこと。
- 4 帰国の際には、到着した空港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、**家畜防疫官の指導を受ける**こと。

帰国後の留意事項

- 1 飼養衛生管理基準に基づき、**帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らない**こと。
- 2 **海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まない**こととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

家畜に異状が見られたら、
直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください

飼養衛生管理基準要点

- 1 衛生管理区域への病原体持込みを防止するため、
①手指、靴の消毒・交換 ②関係者以外立入禁止 ③食品残さは加熱後給与
- 2 野生動物の侵入を防ぐ。
- 3 病原体に汚染されていない清潔な飲用水を給与する。
- 4 畜舎、器具を清掃し、定期的に消毒する。
- 5 家畜の健康観察を行い、異常があった場合はただちに獣医師に連絡する。
- 6 衛生管理区域への立ち入りに関する記録を作成する(立入した人を記帳する)。
- 7 伝染病の発生予防に関する最新の情報を把握する。

鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例
(ファスナー開閉による入退出)



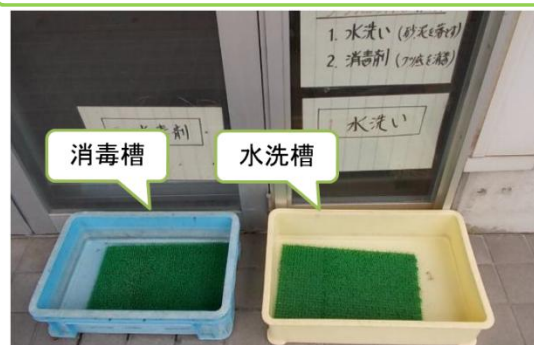
畜舎周辺の除草、消石灰散布



単管バリケードで境界を区分



衛生管理区域に入る前の踏み込み消毒槽



<農林水産省ホームページ：家畜の飼養衛生管理に係る取組事例集>

URL <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/torikumijirei.html>

<農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報>

URL <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

<農林水産省ホームページ：口蹄疫に関する情報>

URL http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmdd/